

表1 東海山形学園による3000万円融資問題の経緯

2016年11月	月刊『素晴らしい山形』11月号が東海山形学園からダイバーシティメディアへの3000万円融資問題を報じる。12月号でも融資問題に言及
2017年4月	筆者が山形県に対し、東海山形学園から県に提出された財務会計書類の情報公開を請求
2017年5月	山形県は東海山形学園の財務会計書類の細部を伏せて開示（一部不開示）。「会計文書の詳細を明らかにすると、学校法人の正当な利益を害するおそれがある」との理由（県情報公開条例第6条の不開示情報に該当）
2017年7月	筆者が「不開示処分は不当」として取り消しを求め、山形地裁に提訴
2019年4月	山形地裁が「原告の請求を棄却する」と判決。県の不開示処分は適法と判断した